

令和 8 年度

(8.4.1~9.3.31)

事業計画

社会福祉法人 五十鈴会

令和 8 年度事業計画にあたって

介護業界は、要介護高齢者や認知症高齢者の増加に伴い需要が高まっていますが、慢性的な人手不足と物価高騰の影響で、介護施設の倒産が増加傾向にあります。また、介護施設従事者による虐待等のニュースが報道されるなど、深刻な課題を多数抱えています。

このような厳しい状況であっても、私たちはそれに応じたイノベーションを生み出していかなければなりません。変化を恐れず新しい仕組みや取り組みを取り入れるなど変われる力を養い未来を切り開いていきます。

しかしながら、変化の激しい時代の中でも、確かな価値（善良・真心・優しさ・感謝）は変わらずお届けできる 1 年となるよう努めますので宜しくお願いします。

令和 8 年 4 月 1 日

社会福祉法人五十鈴会
理事長 山崎 学

令和 8 年度 社会福祉法人五十鈴会 事業計画

1、ガバナンス体制の強化

法令や規則・規程を遵守し、社会に対して十分な説明責任を果たすため、公益性の高い適正な社会福祉法人経営を可能とする組織統治（ガバナンス）を行う。

① 内部管理体制の強化

- ・ 理事会は業務執行に関する意思決定機関として、適切な法人運営を主体的に行う。
- ・ 評議員会は法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う必置の議決機関とする。
- ・ 監事は理事の職務の執行や計算書類等の監査を行う。

② 事業運営の透明性の確保（情報公開）

- ・ 現況報告書及び財務諸表、役員等名簿、役員等報酬規程は、五十鈴会ホームページを通じて、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（WAMNET）で公表する。
- ・ 「介護サービス情報公表システム」にて提供しているサービス内容及び財務諸表の報告を行うとともに非常災害が発生した際には、被災状況等の報告を行う。
- ・ 「介護サービス事業者経営情報」にて県に収益及び費用、職員の職種別人数等の報告を行う。

③ 財務管理

安定かつ自立的な経営を進めるために、的確な財務諸表の分析と計画的な財務管理を実践していく。

【収支】

- ・ 利用者を獲得できる営業活動を推し進める。
- ・ いすずガーデン拠点の黒字化を目指す。（加算の取得、稼働率アップ、人件費及び業務内容の見直し）
- ・ 特養の空床状況を把握した上でショート利用の提案や新規入所者の獲得など稼働率向上に向けたベッドコントロールを行う。
- ・ 介護老人福祉施設及び居宅介護サービスに係る補助金の情報収集を行い適切に申請していく。
- ・ 水道光熱費、消耗品費の見直し等、コスト管理していく。
- ・ 建物、設備の経年劣化に伴う修繕や物品購入は、現状を把握し合理的な理由を持って契約事務規程を遵守しながら行う。

【会計】

- ・会計責任者および担当者が、社会福祉法人会計基準等に関する必要かつ十分な知識を有し、適正な財務諸表を作成する。
- ・予算を計画的に立案し予実管理を注視していく。
- ・施設長及び管理者は、財務諸表を分析するスキルを身に付ける。
- ・TKC 社会福祉法人会計システムにより適正な財務管理を行う。
- ・小口現金管理システム導入により、業務の効率化やペーパーレス化の推進を図る。

④事業管理

- ・ICT機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上を目的とした業務改善を継続的に行う。
- ・5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）活動を行うことによってムリ・ムダ・ムラの3Mを削減し業務改善を図る。
- ・介護サービス向上委員会においては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する。

⑤人事管理

- ・それぞれの能力を活かせる職場づくりに取り組み、多様な人材の採用や働き方ができる仕組みを構築する。
- ・職員の技能の評価を適切に行い（評価者の育成）、処遇に反映させる。
- ・資格、勤続年数などのキャリア管理を人事管理システムにて整備していく。
- ・勤怠管理システムにより、職員の適正な労務管理（残業、有給等）を実践する。
- ・人材不足による業務過多を無くす。
- ・メンター（精神面のサポート）エルダー（同じ部署の年の近い先輩）制度により新人職員を育成していく。

⑥リスクマネジメント及び危機管理体制の構築

多様な経営リスク（災害、感染症、利用者の安全確保、人材不足、損害賠償、苦情、コンプライアンス違反、建物・設備の維持・・・）に対応できる組織を目指す。

- ・重大リスク（大規模自然災害、感染症等）発生時の対応マニュアルや事業継続計画（BCP）を、必要に応じて見直すことで最善のものを作成していく。
- ・各種災害対策及び感染対策訓練（シミュレーション）を継続的に実施する。
- ・重大リスク発生時の対応組織、役割権限、情報連絡体制（ライン、メール）を整備する。
- ・災害時福祉支援リーダーを養成する。（福祉避難所）
- ・防災委員会を中心に、被災をイメージした訓練や備蓄品の確保など実践的な対策に取り組んでいく。

2、感染症対策

- ・感染予防対策委員会の役割を強化し、対策内容を全職員に発信していく。
- ・感染予防対策委員会は、感染予防対策マニュアルを適時に見直していく。
- ・近隣の感染症情報を収集し、適時の対策を提示していく。（三重県感染症情報センター）
- ・感染予防対策に係る訓練（シミュレーション）を実施する。
- ・日常的には、標準予防策（スタンダード・プリコーション）と感染経路予防策を実践する。
- ・感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関との連携体制を構築する。
- ・認知症利用者におけるコロナウイルスなどの感染症対策を検討し習得していく。

3、業務の ICT 化による生産性向上に関する取組み

業務効率化・業務負担軽減に取り組むことで、サービスの質の向上と働きやすさに繋げる。

- ・電子取引された請求書等は、電子データで保存する。
- ・行政手続きは、G ビス ID にて電子申請・届出を行う。
- ・介護情報基盤を導入する。
- ・各居宅介護支援事業所と「ケアプランデータ連携システム」を本格的に稼働させ業務の効率化を図る。
- ・通所リハプランシステムにて機能訓練計画書等の作成や LIFE へのデータ提出を行う。
- ・勤怠管理システムにより給与計算システムへのデータ連携を図る。
- ・勤怠管理システムにおいて有給休暇管理を行い、職員が有給を取得しやすい環境を整備する。
- ・厚労省が運用する LIFE（科学的介護情報システム）に、介護記録ソフトのデータを提出し、結果が介護現場にフィードバックされることでデータに基づく科学的介護を実現していく。
- ・ブルートゥース搭載のバイタル機器で計測したバイタル測定結果を PC のケア記録に自動的に記録できるシステムにより業務負担軽減を図る。
- ・特浴設備の更新
- ・利用者の危険動作を検知する見守りセンサーの導入を計画する。

4、利用者支援の充実

機能訓練・口腔・栄養・認知症への取組を一体的に運用し、自立支援・重度化防止に繋げる。

①科学的介護【科学的介護情報システム LIFE の運用】

- ・利用者ごとの ADL、栄養、口腔・嚥下、認知症等に係るデータを LIFE に提出する。
- ・LIFE からのフィードバック情報を利用者ごとのケアプランや個別計画に活用し、更なる PDCA サイクルの推進でケアの向上を図る。
- ・どのような状態に対してどのような支援をすれば自立につながるかをデータ分析により明らかにし、自立支援や重度化防止に効果がある科学的に裏付けられた介護を実現する。
- ・介護ロボットや ICT の活用などにより生産性の向上を図る。

②相談支援

- ・面会時間等に制限がある現状において、家族からの問い合わせや心配事等に丁寧に対応していく。
- ・ショートやデイ利用者の在宅での生活を支援できる助言やレポート等を家族やケアマネージャーに発信していく。
- ・人々の考え方の変化や生き方も多様化してきたことを尊重する支援を提供する。
- ・在宅介護計画は、家族支援についても盛り込んでいく。
- ・独居、老々世帯である利用者が成年後見制度を利用する際、サポートしていく。
- ・利用者及び家族等からの苦情解決・相談体制を実行的に運用する。
- ・利用者及び家族等の声がサービスの改善に活かされる仕組みを構築する。
- ・利用者及び家族等の満足度を把握する仕組みを構築する。(家族会)
- ・断らない相談支援に努める。

③認知症ケアの充実

- ・認知症ケア委員会は現場に即した対策を検討しユニットで実践していく。
- ・専門資格の無い介護職員は、認知症介護基礎研修を受講する。
- ・認知症介護実践者研修、実践リーダー研修の受講者を増やしていく。
- ・苑内研修に、認知症ケアについての研修を毎年 1 回以上取り入れる。
- ・認知症の専門的な研修等を修了している職員は、BPSD（認知症の行動と心理状態）の予防に資するチームケアの指導を行う。
- ・評価指標を用いて、BPSD の評価を行い、BPSD の予防に資するチームケアを提供していく。
- ・BPSD の予防に資するチームケアに関する計画を作成するとともに、チームケアの実施について計画的な評価・見直し、事例検討等を行う。

- ・認知症を理解し利用者に寄り添ったケアを行い、不適切ケアや虐待を根絶する。

④看取りケア

入所者の意思及び人格を尊重しながら、「苦痛無き終末」「不安無き終末」が迎えられるよう、看取りケアを行うための専門的技術を確立する。

- ・24時間の医療・看取り対応に関する体制を強化する。
- ・痛み、痒み、不快感等（褥瘡対策含む）を取り除く、または緩和するケアを実践していく。
- ・利用者・家族の意向に沿った看取りケア計画を多職種で作成し実践する。
- ・後悔のない最後を迎えるためにも、複数回の面談を行い、思いを汲み取る。
- ・看取り期において利用者・家族の意向を受けて在宅に帰る選択肢を設ける。その際、退所後もいすず苑が行える支援を実践する。
- ・死別を経験した家族、関係者に寄り添うグリーフケア（深い悲しみや悲観に対するケア）を実践していく。
- ・残された時間の中で、本人の様子や言葉を書き留め、家族と職員の思いを綴る交換ノートを準備する。（希望される場合のみ）
- ・看取りケアについての苑内研修を実施する。
- ・短期入所生活介護において、看取り期の利用者に対するサービス提供体制の強化を図る。
- ・ACP（アドバンスケアプランニング/人生会議）の普及に寄与する。

⑤医療的ケアの充実

重度化する入所者のニーズに合わせて、特養として実践できうる医療的ケアを拡充させていくとともに、施設外における医療へのアクセスを向上させる。

- ・緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関（市立伊勢総合病院及び山崎外科内科）の協力を得て定めることとする。（協力医療機関委託契約書締結）
- ・短期入所生活介護事業や通所介護事業の緊急時の対応をマニュアル化する。
- ・協力医療機関とは入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的で開催する。
- ・地域の医療機関（皮膚科、眼科、泌尿器科、脳神経内科、精神科・・・）等と実効性のある連携体制を構築する。
- ・連携する歯科医院の指導のもと、状態に応じた口腔衛生のケアと管理を実施する。
- ・健診結果（採血・問診・心電図等）を管理し看護・介護ケアに繋げる。
- ・11月にインフルエンザワクチンを接種する。
- ・希望する利用者に、肺炎球菌ワクチン、帯状疱疹ワクチン、コロナワクチンを接種する。

- ・医療ケア委員会が中心となり、喀痰・吸引、経管栄養、褥瘡、人口肛門管理、血糖測定・インシュリン投与、中心静脈栄養、在宅酸素等いすず苑で行える医療的ケアの充実を図る。
- ・褥瘡の発生予防及び治癒のための管理（評価、発生予防、体位変換、状態改善等）を強化する。

⑥自立支援と重度化予防における利用者それぞれの機能訓練強化

- ・主治医の医学的評価に基づき三月に一回、廃用症候群（寝たきりになり動かないことで身体に様々な悪影響が生じる病気）や寝たきり防止等に係る支援計画を作成する。
- ・口腔機能・摂食嚥下機能訓練を行うことで、機能の維持・向上を支援する。
- ・山咲苑の理学療法士といすず苑の介護・看護職員とが協働して個別機能訓練計画を作成し実施する。
- ・寝たきりの利用者は、主治医、理学療法士等の指導のもと、離床を促し座位保持できるよう支援する。
- ・トイレ、食事、入浴など日常生活の中で効果的に生活リハビリを行う。

⑦栄養マネジメント

- ・利用者ごとの状態に応じた栄養管理を実施する。
- ・食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行う。
- ・摂食嚥下ケアにおいては、適切な座位確保と食事介助で誤嚥を予防する
- ・低栄養状態のリスクが高い利用者に対し、医師、管理栄養士、看護・介護職員等が協働して栄養ケア計画を策定、実施する。
- ・必要に応じて療養食（糖尿病食、腎臓病食、減塩食等）を提供する。
- ・看取り期における栄養ケアの充実を図る。（食べたいものを安全な状態で提供）
- ・褥瘡改善のための栄養管理を進めていく。
- ・不足する栄養成分（鉄・カリウム・亜鉛・ビタミン等）を補う栄養補助食品の情報を集め個別の栄養ケアに取り入れていく。
- ・食物繊維を多く含んだメニューを増やし利用者の自然な排便を促す。
- ・季節感や行事に即した多彩なメニューを取り入れる。

5、人材育成と職場環境の整備

職員たちが高い専門性と人間性（思いやり、公共心、倫理観、規律性、協調性等）を育むよう育成していく。

介護サービスの効率的な提供に向けた介護現場の働きやすい職場づくりを目指す。

① 人材育成

- ・法人の基本方針を理解し業務に活かせる人材を育成する。
- ・多様性や価値観の違いによる差別や虐待を根絶していくための倫理教育を行う。
- ・多職種が参加するカンファレンスに参加し問題解決について学ぶ。
- ・チームケアを通じて他者とのコミュニケーション能力や協調性を向上させる。
- ・利用者ニーズに対応できる職員を目指し学習の機会を設ける。
- ・エビデンス（根拠）が説明できる指導を行う。
- ・新人職員及び介護・看護技術未習得者への指導マニュアルを整備するとともにメンターエルダー制度を実践する。必要に応じて異動時にも適用する。（担当：指導・教育委員会）
- ・キャリアアップのための個人面談の機会を多く持つ。

【内部研修】

- ・喀痰・吸引研修の現地研修を苑内で行い資格取得に繋げる。・利用者獲得
- ・個人のスマートフォンで場所や時間を自由に選択できるeラーニング形式に変更された苑内研修（法定研修）の充実を図る。
- ・シミュレーションは、各委員会が実践形式で指導していく。

【外部研修】

- ・三重県社会福祉協議会等が主催する喀痰・吸引等研修を受講する。
- ・認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修を受講する。
- ・医療・福祉系の資格を有さない職員は、認知症介護基礎研修を受講する。
- ・外部研修後は現場にフィードバックしていく体制を構築する。（担当：研修委員会）
- ・リーダー及びリーダー候補は、マネジメント能力の向上を目的とした研修を受講する。
- ・職員の指導・育成方法を学ぶ。
- ・施設運営・サービス推進・職員管理・労務管理、財務管理を担う管理職はこれらを対象とした研修を受講する。
- ・コンプライアンスに通じ管理監査できる職員の育成を図る。

② 快適な労働環境の整備

職員が健康で安全に働くことが、質の高いサービス提供に繋がる。そのような職場環境を整備するとともに労働災害の発生を防止する。

多様な職種、職務形態、年代の職員が働きやすい環境を整備する。

- ・5S活動（整理、整頓、清掃、清潔、躰）によりムダな時間の削減や生産性向上に努める。
- ・業務の明確化と職員間の適切な役割分担において課題を抽出し解決に繋げる。

- ・職員健康診断等を年に2回実施する。
- ・職員のインフルエンザ予防接種の費用補助を行う。
- ・ストレスチェックを実施（11月頃）する。
- ・産業医によるメンタルヘルスケア及び健康相談窓口を設置する。
- ・職員の健康確保措置の実施状況を把握（衛生管理者）し、県派遣の保健師の個別指導を受ける機会を設ける。
- ・産業医を中心とした衛生委員会活動を行う。（月1回委員会開催）
- ・衛生委員会から職員へ安全衛生教育を定期的に発信していく。（回覧ファイル）
- ・腰痛対策としてノーリフトケアを推進していく。（効果的な福祉機器の購入と特浴設備更新）
- ・子育て支援のためのけいゆう塾保育園との契約を継続する。
- ・業務の負担軽減のためのICT化を推進する。
- ・いすず苑が三重県に認定された「みえ働きやすい介護職場取組宣言」についての活動を継続する。
- ・ハラスメント対策（職場におけるセクシャルハラスメント、職場におけるパワーハラスメント）を周知徹底する。
- ・労働環境法令を遵守するとともに法令改正には適切に対応（規則規程の整備・職員への周知）していく。

③職員の処遇

- ・厚労省の介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業を活用し職員の処遇を向上させる。
- ・6日以上の有給休暇取得を促進する
- ・時間単位有給休暇も可とする。
- ・出産後及び入院治療後の職場復帰を支援する。（体力的な負担対策、法人内研修の資料送付、イベント案内、復職前の面談等）・・・両立支援。
- ・男性職員の育児休暇取得を奨励する。
- ・伊勢けいゆう塾保育園と提携し、利用する0歳から2歳までの職員の子供の保育料を一定額支援する。・・・両立支援
- ・残業時間（ミーティング、委員会、研修を含む）は、月10時間を限度とし労働時間の適正管理に努める。
- ・雇用形態の多様化に対応し、様々な働き方を職員に提案していく。（夜勤の回数等）

6、施設設備整備

- ・更新された特浴設備のマニュアルを整備し、職員の負担軽減を図る。

- ・利用者の転倒事故防止策として見守りセンサーを設置する。
- ・法定点検と定期的なメンテナンスで、より安全な建物と設備を維持していく。
- ・経年劣化による設備修繕を順次行っていく。その際、状況、状態を精査し合理的な理由をもって予算に計上し、契約事務規程を遵守しながら購入又は契約を行う。
- ・苑庭の樹木を剪定し美化に努める。
- ・高圧受電設備の更新を計画的に行う。

7、地域社会との連携及び公益的な取組み

【地域貢献及び連携】

- ・五十鈴地区地域包括支援センターと連携し地域のネットワークづくりを進める。
- ・四郷地区まちづくり協議会の賛助会員として地域の活動に参加する。
- ・楠部町いきいきサロンを年に2回主催する。
- ・緊急を要する事案に対しスムーズな受入れができる組織となる。(断らない施設)
- ・土日、祝日、盆正月等にも相談や受入れの対応ができる職員配置に努める。
- ・「災害時要援護者支援活動」を地域にアピールしていく。(福祉避難所)
- ・三重県災害派遣福祉チーム(三重県 DWAT)として職員を被災地に派遣する。
- ・障がい者サポーター団体としての活動を展開する。

【福祉教育】

- ・小学生、中学生の職場体験を受け入れる。
- ・高校生の実習の受入れで実践的介護技術を習得してもらう。
- ・大学生の実習カリキュラムを受け入れる。
- ・職業体験を目的としたインターンシップを受け入れる。
- ・准看護学生実習を受け入れる。

【低所得者支援】

- ・介護保険サービスの利用者負担額軽減。(社福減免)

【事業所の取組】

- ・就労施設と契約する。(物品買い取り、段ボール回収等)(いすず苑)
- ・法人が有する施設機能(会議室や展示等のスペース・福祉用具・職員等)を地域に開放し利用してもらう。(いすず苑・いすずガーデン)
- ・介護・医療連携推進会議を開催する。(いすずガーデン)
- ・地域密着型サービス運営推進会議を開催する。(いすずガーデン)
- ・移動販売車両を敷地内に受入れ地域に開放する。(いすずガーデン)

8、防災拠点としての機能強化

施設の防災機能を強化し、利用者、被災者及び職員の安全確保を第一とした多様性に配慮できる地域の防災拠点となるよう努める。

①防災体制の強化

非常時には、迅速、適切な対応等ができる体制を構築する。

- ・防災設備の点検管理を定期的に行う。
- ・伊勢市防災サポーターとしての活動に積極的に参加していく。
- ・非常災害対策計画を適時見直し最善のものとする。
- ・BCP（事業継続計画）を随時、見直す。
- ・避難訓練を定期的実施する。
- ・送迎時の避難計画を見直す。
- ・BCPに沿った訓練（シミュレーション）を実施する。
- ・停電や断水など、緊急時に対応した自家発電設備や貯水タンクの整備等、非常用代替設備を整備する。

②非常時の福祉避難所開設

地域の福祉避難所としての機能強化を図る。

- ・福祉避難所開設・運営マニュアルに感染対策項目を追加する。
- ・地域の防災組織との連携を図る。
- ・在宅サービス（通所、短期入所）を利用している「独居高齢者」及び「高齢者のみ世帯」の名簿を作成し随時更新していく。
- ・災害時福祉支援リーダーを養成する。

③備蓄品・防災用品

- ・備蓄されている飲食料品を適正に保存管理する。
- ・業務継続に必要な資材及び消耗品等は、随時数量を把握し、日常的に消費しながら管理する。
- ・非常用簡易トイレの備蓄を増やす。
- ・毛布などの防寒品を適量用意する。
- ・備蓄品、防災用品（間仕切り、防災用ライト、炊出し用品等）の内容を充実させる。

④ライフライン等の点検

ライフラインが寸断された場合の対策を検討、準備していく。

- ・非常用自家発電機の定期的な検査及び緊急時に問題なく使用できるよう性能を把握する。（負荷運転実施）
- ・非常用自家発電機の拡充を検討する。（効果、機種、燃料、価格、補助金等を調査していく）

- ・ 十分な数の懐中電灯やランタン等を用意していく。
- ・ 石油（灯油）ストーブ等の代替暖房器具の燃料を必要量常備し安全に保管する。
- ・ 非常時に貯水槽からの給水がスムーズに行えるよう手順書を作成する。
- ・ 東邦ガスとの「移動式ガス発生設備」による臨時供給契約を継続する。